

## **仕組債の取引に係るご注意**

本仕組債は、デリバティブ取引に類するリスク特性を有しています。そのため、法令・諸規則等により、商品内容や想定される損失額等について十分にご説明することとされています。

※ 商品内容や想定される損失額等について、説明を受けられたか改めてご確認ください。

弊社によるご説明や、本仕組債の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

お取引内容及び商品に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR<sup>(注)</sup>機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

〔 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター  
電話番号 0120-64-5005 (フリーダイヤル) 〕

(注) ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

**「ノルウェー地方金融公社 2019年7月24日満期  
円建 為替トリガー早期円償還条項  
デジタルクーポン ブラジルリアル/日本円連動債券」  
の契約締結前交付書面**

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、「ノルウェー地方金融公社 2019年7月24日満期 円建 為替トリガー早期円償還条項 デジタルクーポン ブラジルリアル/日本円連動債券」(以下「本債券」といいます。)のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 本債券のお取引は、主に売出しの取扱いや当社が直接の相手方となる方法により行います。
- 本債券の元利金は円貨で支払われますが、満期償還額は満期償還日の15営業日前の日(以下「最終償還判定日」といいます。)のブラジルリアル・日本円為替レートにより決定されます。そのため、最終償還判定日のブラジルリアル・日本円為替レートによっては償還差損が生じる可能性があります。
- 本債券の利率は当初3ヶ月間の利息期間については固定金利、それ以降の利息期間については各利払日の15営業日前の日(以下「利率判定日」といいます。)のブラジルリアル・日本円為替レートにより決定されます。
- 本債券は、満期償還日を除く各利払日の15営業日前の日(以下「強制早期償還判定日」といいます。)のブラジルリアル・日本円為替レートがあらかじめ定められたブラジルリアル・日本円為替レート(以下「強制早期償還判定為替」といいます。)と等しいかそれを上回る円安の場合、本債券は直後の強制早期償還日に額面の100%で早期償還されます。
- 本債券は、金利水準、ブラジルリアル・日本円の為替レートの変化や発行者の信用状況の変化に対応して価格が変動すること等により、損失が生じるおそれがありますのでご注意ください。

## 手数料など諸費用について

- 本債券を売出しや当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。)

## 本債券の主なリスク要因

### 金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じるおそれがあります

- 本債券の流通市場は確立されておらず、途中売却できる保証はありません。仮に途中売却できた場合でも本債券の市場価格は、市場の金利水準、ブラジルレアル・日本円為替レート等の変化に対応して変動しますので、売却損が生じる場合があります。したがって、満期償還まで保有することを前提に本債券への投資を行う必要があります。
- 本債券の元利金は、円貨で支払われますが、満期償還額は、最終償還判定日のブラジルレアル・日本円為替レートが基準為替から13.00円を引いて得られる為替レート(以下「償還判定為替」といいます。)と等しいかそれを上回る円安の場合、額面100万円につき、100万円を支払われ、償還判定為替を下回る円高の場合、額面金額100万円につき、100万円×最終償還判定日の参照為替／基準為替で算出される金額で支払われます。また、本債券の利率は、当初3ヶ月間の利息期間については年7.00%、それ以降の利息期間については利率判定日のブラジルレアル・日本円為替レートが基準為替から9.00円を引いて得られる為替レート(以下「利率判定為替」といいます。)と等しいかそれを上回る円安の場合、年7.00%、利率判定為替を下回る円高の場合、年0.10%が適用されます。したがって、本債券の市場価格は、市場の金利水準、ブラジルレアル・日本円為替レート等の変化に対応して変動しますので、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となり、売却損が生じる場合があります。
- 本債券の満期償還額は、最終償還判定日のブラジルレアル・日本円為替レートが償還判定為替を下回る円高の場合、額面金額100万円につき、100万円×最終償還判定日の参照為替／基準為替で算出される金額で支払われるため、最終償還判定日のブラジルレアル・日本円為替レートに左右されます。したがって、最終償還判定日のブラジルレアル・日本円為替レートの状況によっては償還差損が生じるおそれがあります。
- 金利水準は、日本およびブラジルの中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準(例えば、既に発行されている債券の流通利回り)や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。
- ブラジルレアル・日本円為替レートは、現在・将来の国際収支その他経済・金融情勢、政治情勢、政府の市場介入、投機その他の要因によって変動します。

### 発行者の業務または財産の状況の変化等によって損失が生じるおそれがあります

- 発行者の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生じる場合があります。
- 発行者の信用状況または業務もしくは財産の状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクがあります。

### 強制早期償還されるおそれがあります

- 本債券は、強制早期償還判定日のブラジルレアル・日本円為替レートが強制早期償還判定為替と等しいかそれを上回る円安の場合、直後の強制早期償還日に額面の100%で早期償還されます。本債券が強制早期償還された場合、満期償還日までに受領するはずであった利息を受領することができなくなります。さらに、その償還金額を再投資した場合に、早期償還がなされない場合に得られる本債券の利息と同等の利回りを得られない可能性があります。

## 本債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- 本債券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

### 本債券の概要

発行者	ノルウェー地方金融公社
発行形態	債券発行プログラム
発行額	250億円
額面金額	100万円
発行日	2014年7月24日
満期償還日	2019年7月24日
利払い及び償還通貨	日本円
利率	当初3ヶ月間 <u>年7.00%</u> 以降4年9ヶ月間 (i) 利率判定日の参照為替が利率判定為替以上の円安の場合、 <u>年7.00%</u> (ii) 利率判定日の参照為替が利率判定為替未満の円高の場合、 <u>年0.10%</u>
参照為替	ブルームバーグページBZFXJPYにおけるサンパウロ時間午後1時15分頃に公表される1日本円あたりのブラジルレアルの売値と買値の仲値の逆数(小数第3位を四捨五入)(参照ページ等は変更される場合があります)
利率判定日	2015年1月24日から満期償還日までの各利払日の15営業日前の日
基準為替	発行日の参照為替
利率判定為替	基準為替 - 9.00円
利払日	各年1月24日、4月24日、7月24日、及び10月24日
満期償還額	(i) 最終償還判定日の参照為替が償還判定為替以上の円安の場合、 <u>100万円</u> (額面100万円あたり) (ii) 最終償還判定日の参照為替が償還判定為替未満の円高の場合、 <u>100万円 × 最終償還判定日の参照為替 / 基準為替</u> ※円未満四捨五入 (額面100万円あたり)
償還判定為替	基準為替 - 13.00円
最終償還判定日	満期償還日の15営業日前の日
強制早期償還条項	いずれかの強制早期償還判定日(強制早期償還日の15営業日前の日)の参照為替が強制早期償還判定為替と等しいかそれを上回る円安の場合、直後の強制早期償還日に額面の100%で早期償還されます。

強制早期償還判定為替	2014年10月24日	基準為替	+	1.50円
	2015年1月24日	基準為替	+	1.00円
	2015年4月24日	基準為替	+	0.50円
	2015年7月24日	基準為替		
	2015年10月24日	基準為替	-	0.50円
	2016年1月24日	基準為替	-	1.00円
	2016年4月24日	基準為替	-	1.50円
	2016年7月24日	基準為替	-	2.00円
	2016年10月24日	基準為替	-	2.50円
	2017年1月24日	基準為替	-	3.00円
	2017年4月24日	基準為替	-	3.50円
	2017年7月24日	基準為替	-	4.00円
	2017年10月24日	基準為替	-	4.50円
	2018年1月24日	基準為替	-	5.00円
	2018年4月24日	基準為替	-	5.50円
	2018年7月24日	基準為替	-	6.00円
	2018年10月24日	基準為替	-	6.50円
	2019年1月24日	基準為替	-	7.00円
	2019年4月24日	基準為替	-	7.50円
強制早期償還日	2014年10月24日から2019年4月24日までの各利払日			

## 本債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における本債券のお取引については、以下によります。

- 本債券の売出しの取扱い
- 当社が自己で直接の相手方となる売買
- 本債券の売買の媒介、取次ぎまたは代理

## 本債券に関する租税の概要

日本の税務当局は本債券に係る課税上の取扱いを明確にしていますが、日本の税法上、本債券は公社債としてみなされ、以下のとおり取扱われるものと考えられます。詳細につきましては、あらかじめ税理士、所轄の税務署等にお問い合わせください。

[個人のお客様]

- 本債券の利子については、利子所得として課税されます。
- 本債券を売却したことにより発生する利益の取扱いは、明確ではありません。譲渡所得として総合課税の対象となる場合があります。
- 本債券の償還により発生する利益は、原則として、雑所得として課税されます。
- 平成28年1月1日より金融所得課税の一体化の拡充(公社債(一部を除く)・公募公社債投資信託の利子、収益分配金、譲渡益及び償還益の課税方式が申告分離課税となり、公社債・公募公社債投資信託の利子、収益分配金、譲渡損益及び償還損益について、上場株式等の配当等及び譲渡損益との損益通算が可能となる)等の実施が予定されています。

[法人のお客様]

- 本債券の利子、売却したことにより発生する利益、償還により発生する利益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

---

## 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

---

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において本債券のお取引を行う場合は、以下によります。

- 本債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。さらに、本債券の商品内容やリスク要因を十分ご理解いただいた上で投資確認書を差入れていただきます。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金または有価証券の全部または一部(前受金等)をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金または有価証券をお預けいただきます。
- ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送または電磁的方法による場合を含みます。)

---

## 当社の概要

---

商号等	SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号
本店所在地	〒100-8325 東京都千代田区丸の内3-3-1
加入協会	日本証券業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	100億円 (平成26年3月末現在)
主な事業	金融商品取引業
設立年月	平成21年6月
連絡先	0120-374-250(受付時間:平日8:30~17:30) またはお取扱い店にご連絡ください。

## <<円建 為替トリガー早期円償還条項 デジタルクーポン ブラジルリアル/日本円連動債券の損益シミュレーション>>

本シミュレーションは、「ノルウェー地方金融公社 2019年7月24日満期 円建 為替トリガー早期円償還条項 デジタルクーポン ブラジルリアル/日本円連動債券」(以下、『本債券』といいます。 )について満期償還額および期中価格の変動のイメージを示したものです。

### 【仮定】

利率	当初3ヶ月間	年 7.00%	
	以降4年9ヶ月間	以下に従って決定されます。	
	( i )利率判定日の参照為替が、利率判定為替以上の円安である場合:		年 7.00%
	( ii )利率判定日の参照為替が、利率判定為替未満の円高である場合:		年 0.10%
基準為替	45.76円		
利率判定為替	36.76円	(=基準為替-9円)	
償還判定為替	32.76円	(=基準為替-13円)	
強制早期償還判定為替	初回利払日	47.26円	(=基準為替+1.5円)
	以降	利払日毎に0.50円ずつ円高	
満期償還額	100 万円×最終償還判定日の参照為替/基準為替 又は 100万円		

### 【ヒストリカルデータ】

- 以下は、ブラジルリアル/日本円為替レートのヒストリカルデータです。2002年1月1日から2014年7月2日までの約12年6ヶ月を採用しており、最大値から最小値への変動率は約56%です。

最大値	最小値	変動率
2008年8月6日	2002年10月10日	56%
69.60円	31.29円	

(データ出所 ブルームバーグ)

### 【ヒストリカルデータによる想定損益】

#### ① 満期償還額

本債券の最終償還判定日の参照為替が試算時のブラジルリアル/日本円為替レートより上記の変動率と同じ約56%下落したと仮定した場合、満期償還時における本債券の想定損失額は、額面100万円に対して約56%相当の約56万円となります。したがって、この場合における償還金額は、額面100万円に対して約44万円となります。

想定損失額	想定償還額	損益率
▲56万円	44万円	▲56%

#### ② 期中価格と売却損益

本債券の発行直後にブラジルリアル/日本円為替レートのみが試算時のブラジルリアル/日本円為替レートより上記と同様に約56%下落したと想定した場合、途中売却時の想定損失額(損失見込額)は、額面100万円に対して約70%相当の約70万円となります。したがって、この場合の想定受取額は、額面100万円に対して約30万円となります。

想定損失額	想定受取額	損益率
▲70万円	30万円	▲70%

### 【損益シミュレーションによる想定損益】

#### ① 満期償還額

- 額面100万円に対する満期償還額およびその損益を示しています。

最終償還判定日の参照為替	満期償還額 (額面100万円あたり)	損益 (額面100万円あたり)
0円	0円	▲1,000,000円
5円	109,266円	▲890,734円
10円	218,531円	▲781,469円
15円	327,797円	▲672,203円
20円	437,063円	▲562,937円
25円	546,329円	▲453,671円
30円	655,594円	▲344,406円
32.76円	1,000,000円	0円
40円	1,000,000円	0円

※円未満四捨五入

② 期中価格と売却損益

- ・本シミュレーションは、試算時の条件からブラジルレアル/日本円為替レートが一定水準変化した場合の債券価格の変動額を示しております。

ブラジルレアル/日本円為替レートの変化	ブラジルレアル/日本円為替レート	40円円高	30円円高	20円円高
	損益		▲90%	▲77%
	額面100万円あたりの損失額	▲900,000円	▲770,000円	▲620,000円

- ・本シミュレーションは、試算時の条件から円金利及びブラジルレアル/日本円為替レートが一定水準変化した場合の債券価格の変動額を示しております。

円金利とブラジルレアル/日本円為替レートの変化	円金利	3.0%上昇		
	ブラジルレアル/日本円為替レート		40円円高	30円円高
損益		▲89%	▲73%	▲56%
	額面100万円あたりの損失額	▲890,000円	▲730,000円	▲560,000円

- ・本シミュレーションは、試算時の条件からブラジルレアル金利及びブラジルレアル/日本円為替レートが一定水準変化した場合の債券価格の変動額を示しております。

ブラジルレアル金利とブラジルレアル/日本円為替レートの変化	ブラジルレアル金利	10.0%上昇		
	ブラジルレアル/日本円為替レート		40円円高	30円円高
損益		▲96%	▲87%	▲78%
	額面100万円あたりの損失額	▲960,000円	▲870,000円	▲780,000円

- ・試算時の金利およびブラジルレアル/日本円為替レート

円	ブラジルレアル	1 ブラジルレアル	=	45.76円
1年	0.17%	9.91%		
2年	0.17%	9.77%		
3年	0.18%	9.63%		
4年	0.22%	9.49%		
5年	0.27%	9.52%		

【ご留意点】

- ・本債券の発行条件は確定しておらず、本シミュレーションは想定レベルを設定した上での試算である為、実際の取引条件とは異なります。よって本シミュレーションの結果は、本債券の実際の満期償還額、時価あるいは売却価格とは異なります。
- ・上記の各計算値は、すべて概数です。また、想定損失額や想定償還額等は、額面100万円当りの金額を記載しております。
- ・各損失額は、将来における実際の損失額を示すものではありません。市場環境次第では、実際の損失額が想定損失額を大きく上回る可能性があります。また、試算の前提と異なる状況となる場合、シミュレーション以上の損失を被るおそれがあります。
- ・本債券の流通市場は確立されておらず、途中売却できる保証はありません。仮に途中売却できた場合でも本債券の市場価格は、市場の金利水準、ブラジルレアル/日本円為替レート等の変化に対応して変動しますので、売却損が生じる場合があります。したがって、満期償還まで保有することを前提に本債券への投資を行う必要があります。
- ・実際の損失額は、売却時における本債券の流動性の状況や、発行者の信用力等の金融市場指標以外の変動要素や、途中売却に伴い発生する費用、その他残存期間の利回り水準等が影響するため、その影響の程度は予測できず具体的な金額を事前に記載することはできません。
- ・円金利およびブラジルレアル金利の変化は、算出時のレートを基準とし、直近から償還年限までの各期間の金利水準が同一幅変化したものと試算しています。
- ・本シミュレーションは、発行直後に各金融指標の変化があった場合の債券価格の変化(試算値)を示しています。ただし、残存年数の変化によって価格変動のイメージは異なります。
- ・本シミュレーションはあくまでも簡便な手法により行われたものです。



## 金融商品取引法第37条(広告等の規制)にかかる留意事項

### 商号等

SMBC日興証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号

### 手数料等について

- ・ 本債券を購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります)。

### リスク等について

- ・ 本債券の市場価格は、市場の金利水準、ブラジルレアル/日本円為替レート等の変化に対応して変動します。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生じる場合があります。
- ・ 本債券は最終償還判定日のブラジルレアル/日本円為替レートの水準により満期償還額が決定されます。したがって、最終償還判定日のブラジルレアル/日本円為替レートの状況によっては償還差損が生じるおそれがあります。
- ・ 本債券の利率は、2015年1月24日以降の各利払期日については、ブラジルレアル/日本円為替レートにより適用される利率が変動します。関連する各利率判定日の参照為替が利率判定為替未満の円高の場合、関連する利払期日に適用される利率は、年率0.10%となります。
- ・ 本債券は、一定の条件が満たされた場合、額面の100%で早期償還されます。本債券が早期償還された場合、満期償還日まで受領するはずであった利息を受領することができなくなります。
- ・ 発行者の業務または財産の状況の変化等によって損失が生じるおそれがあります。

### 当社が加入する協会等について

- ・ 日本証券業協会
- ・ 一般社団法人日本投資顧問業協会
- ・ 一般社団法人金融先物取引業協会
- ・ 一般社団法人第二種金融商品取引業協会

2014年 7 月

債券売出届出目論見書  
＜訂正事項分＞

ノルウェー地方金融公社 2019年 7 月24日満期  
円建 為替トリガー早期円償還条項  
デジタルクーポン ブラジルリアル/日本円連動債券

本債券売出届出目論見書により行うノルウェー地方金融公社 2019年 7 月24日満期 円建 為替トリガー早期円償還条項 デジタルクーポン ブラジルリアル/日本円連動債券（以下「本債券」といいます。）の売出しにつきましては、発行者は、金融商品取引法第 5 条および第27条の規定に基づき有価証券届出書を平成26年 6 月25日に、また同法第 7 条および第27条の規定に基づき有価証券届出書の訂正届出書を平成26年 7 月 1 日および平成26年 7 月 4 日にそれぞれ関東財務局長に提出しており、平成26年 7 月 8 日にその届出の効力が生じております。

本債券の元利金は円貨で支払われますが、日本円・ブラジルリアル間の外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。

債券売出届出目論見書の訂正理由

債券売出届出目論見書の記載事項のうち、券面総額、売出価格の総額、利率、利息額、計算代理人およびその他の未定事項が決定し、また、有価証券報告書の提出に伴い、発行者の概況の要約が差し替わりましたので、関連する事項を下記のとおり訂正するものであります。訂正した箇所には下線を付しております（ただし、発行者の概況の要約は、その全部を差し替えております。）。

訂正事項

	頁
第一部 証券情報	1
第 2 売出債券に関する基本事項	1
1 売出要項	1
2 利息支払の方法	2
第二部 参照情報	3
第 1 参照書類	3
発行者の概況の要約	4

— 売 出 人 —

S M B C 日興証券株式会社

## 第一部【証券情報】

### 第2【売出債券に関する基本事項】

#### 1【売出要項】

(前 略)

売出債券の名称	ノルウェー地方金融公社 2019年7月24日満期 円建 為替トリガー早期円償還条項 デジタルクーポン ブラジルリアル/日本円連動債券 (以下「本債券」という。)(注1)		
記名・無記名の別	無記名式	券面総額	250億円(注2)
各債券の金額	100万円(注3)	売出価格	額面金額の100.00%
売出価格の総額	250億円 (注2)	利率	(i) 2014年7月24日(当日を含む。)から 2014年10月24日(当日を含まない。)ま での期間： 年7.00%  (ii) 2014年10月24日(当日を含む。)か ら償還期限または(場合により)強制早期 償還日(いずれも当日を含まない。)ま での期間： (イ) 利率判定日の参照為替が、利率判定為 替以上の円安である場合 年7.00% (ロ) 利率判定日の参照為替が、利率判定為 替未満の円高である場合 年0.10%  (注4)
償還期限	2019年7月24日 (注3)	売出期間	2014年7月8日から 2014年7月23日まで
受渡期日	2014年7月25日		
申込取扱場所	売出人の日本における本店、各支店および各営業部店ならびに(注5)記載の金融機関 および金融商品仲介業者の営業所または事務所(注7)		

(注1) 本債券は、ノルウェー地方金融公社(以下「発行者」という。)により、発行者の債券発行プログラム(以下「債券発行プログラム」という。)に基づき、2014年7月24日(以下「発行日」という。)に発行され、売出人と同一グループ会社である英国 SMBC 日興キャピタル・マーケット会社により引き受けられる。本債券が金融商品取引所に上場される予定はない。

(注2) ユーロ市場で募集される本債券の券面総額は、250億円である。

(注3) 本債券についての申込単位は、100万円の整数倍とする。本債券の最終償還は、2019年7月24日(以下「満期償還日」という。)において、下記「3 償還の方法 (1)最終償還」に従い日本円によりなされるが、最終償還判定日の参照為替が償還判定為替を下回る場合、償還金額が日本円・ブラジルリアル間の

為替相場の影響を受ける。参照為替の定義については、下記「2 利息支払の方法」を、最終償還判定日および償還判定為替の定義については、下記「3 償還の方法 (1) 最終償還」を参照のこと。また、下記「3 償還の方法 (2) 強制早期償還」に記載するとおり、本債券は、日本円・ブラジルレアル間の為替相場の変動により、償還期限前に償還される可能性がある。なお、その他の償還期限前の償還については、下記「3 償還の方法 (3) 税制上の理由による早期償還」および「11 その他 (1) 債務不履行事由」を参照のこと。

- (注 4) 利率判定日および利率判定為替の定義については、下記「2 利息支払の方法」を、強制早期償還日の定義については「3 償還の方法 (2) 強制早期償還」を参照のこと。
- (注 5) 売出人は、金融商品取引法第 33 条の 2 に基づく登録を受けた金融機関および同法第 66 条に基づく登録を受けた金融商品仲介業者に、本債券の売出しの取扱業務の一部を行うことを委託している。
- (注 6) 本債券につき、発行者の依頼により、金融商品取引法第 66 条の 27 に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）から提供され、または閲覧に供される信用格付（予定を含む。）はない。

(中 略)

- (注 7) 本債券の申込みおよび払込みは、本債券の各申込人が売出人に開設する外国証券取引口座に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。売出人に外国証券取引口座を開設していない各申込人は、これを開設しなければならない。この場合、外国証券取引口座の開設に先立ち、売出人から申込人に対し外国証券取引口座約款の写しが交付される。同約款の規定に従い、申込人に対する本債券の券面の交付は行われぬ。
- (注 8) 本債券は、アメリカ合衆国 1933 年証券法(その後の改正を含む。)(以下「証券法」という。)に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、もしくは合衆国人のために、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行ってはならない。本段落の用語は、証券法に基づくレギュレーション S により定義された意味を有する。

(後 略)

## 2 【利息支払の方法】

(前 略)

適用利率の決定

本債券の利率は以下に従って決定される。

- (1) 固定利率：2014 年 7 月 24 日（当日を含む。）から 2014 年 10 月 24 日（当日を含まない。）までの期間については、年 7.00%。すなわち、各本債券につき、2014 年 10 月 24 日に、その日（当日を含まない。）までの利息として、17,500 円が後払いされる。
- (2) 変動利率：2014 年 10 月 24 日（当日を含む。）から満期償還日（当日を含まない。）までの期間（以下「連動利息期間」という。）については、2015 年 1 月 24 日を初回とし満期償還日を最終回とする利払期日（以下「連動利払期日」という。）に、各連動利払期日（当日を含まない。）までの 3 ヶ月間の期間についての利息（以下「連動利息額」という。）が後払いされる。各利息期間（以下に定義される。）に適用される利率および各連動利払期日に支払われる額面金額 100 万円の各本債券の利息額は、計算代理人（以下に定義される。）の単独の裁量により以下に従って決定される。
- (i) 関連する連動利払期日直前の利率判定日の参照為替が利率判定為替と等しいかそれを上回る円安である場合、かかる連動利払期日（当日を含まない。）に終了する利息期間に適用される利率は、年 7.00%とし、かかる連動利払期日に支払われる連動利息額は、各本債券につき、17,500 円とする。

(中 略)

「計算代理人」とは、ドイツ銀行ロンドン支店をいい、その後継者または場合によりその代理人を含むものとする。計算代理人は発行者の代理人としてのみ行動し、本債権者の代理人または受託者としての義務または関係を引受けるものではない。

(後 略)

## 第二部【参照情報】

### 第1【参照書類】

(前 略)

#### 1 有価証券報告書及びその添付書類

会計年度(自平成 25 年 1 月 1 日 至平成 25 年 12 月 31 日)  
平成 26 年 6 月 30 日関東財務局長に提出

#### 2 半期報告書

該当なし。

(中 略)

#### 7 訂正報告書

該当なし。

(後 略)

## 発行者の概況の要約

### (1) 設立

#### 沿革

ノルウェー地方金融公社はその定款に基づきノルウェー政府100%出資のノルウェー地方自治体銀行(Norges Kommunalbank)(以下「NKB」という。)の後継法人である。NKBは、ノルウェーの制定法(国会決議)に基づき、1926年2月12日に、ノルウェーの地方自治体に対し低コストの資金を提供する目的で設立された。「ノルウェー地方自治体銀行の有限責任法人への組織変更に関する法律」(1999年7月16日第68号)に従い、NKBは、1999年11月1日付で有限責任法人に組織変更された。この組織変更は当該法律に規定されている特別な権限の下実施され、公社が1999年11月1日付でNKBの資産、権利および義務を承継した。

有限責任法人としての公社はノルウェー財務省から金融業務を遂行するために必要な免許を得ている。かかる免許は1988年金融機関法(以下「金融機関法」という。)に基づいて与えられたものであるため、公社はノルウェーの商業銀行法や貯蓄銀行法の規制を受けないが、金融機関として金融監督庁(Finanstilsynet)によって監督されている。

#### 株主および政府との関係

公社は、NKBと同様、ノルウェーの地方自治体に対し低コストの資金を提供することを業務の目的としている。ノルウェー政府は、1999年11月の組織変更当初、公社をノルウェー政府100%出資(660百万クローネ)の法人としたが、地方自治体年金基金(Kommunal Landspensjonskasse)(以下「KLP」という。)が、2000年2月29日に、公社株式の20%を政府から時価で譲受けた。その後、2009年5月7日付(2009年6月24日付で国会の承認がなされている。)で、ノルウェー政府はKLPの保有する20%の株式を取得し、公社はノルウェー政府に完全所有されることになった。

公社の株主はノルウェー政府および地方自治体部門のみに限定されており、また、公社の信用力を低下させない場合に限り公社の株式の譲渡ができるものとされている。ノルウェー政府は、公社株式の保有に関し、金融機関法上の持分上限制限の規制を免除されている。

2013年12月31日現在、公社の株式資本は以下のとおりである。

株主	所有株式数	所有割合(%)
ノルウェー政府	2,144,625 株	100

#### 公的な役割

地方自治体部門はノルウェー国内で大きな役割を担っており、GNPの約5分の1を占めている。地方自治体部門では行政と財政が不可分である。ノルウェー政府は、公社が地方自治体部門に対する低コストの主要な資金提供者として、ノルウェー国内での公社の重要性を認識している。

公社は、リスク調整済資本利益率を、競合する金融機関と同レベルにすることを目指しており、政府は公社がその資本基盤を強化するために合理的な利益を留保することを承認している。

公社は、88年にわたる事業の歴史の中で貸倒損失または債務不履行を蒙ったことがない。これは公社の保守的な貸付方針を示すだけでなく、ノルウェーの地方財政の性格をも反映するものである。地方自治体は政府によって厳格に監督されており、地方自治体は営業損失のための予算を計上できず、また翌3年間の予算で実損失を補填しなければならない。地方自治体法の下では、地方自治体は財政破綻することはできず、再建のためには特定の手続をとらなければならない。なお、これまでにかかる手続がとられたことはない。

## 監督および規制

公社は、ノルウェーの商業銀行法や貯蓄銀行法の規制を受けないが、金融機関法に基づき金融機関として金融監督庁によって監督されている。

金融機関法の規定により、財務大臣は自己資本比率算出のためのガイドラインを作成した。自己資本比率の主たる算出方法として、ガイドラインはリスク・資産比率を適用しているが、これは資産とオフバランス・シート項目の合計額(資産の種類により算出されたリスクを反映し、加重したもの)の資本に対する比率である。資本は、基本的項目(株式資本、その他の自己資本およびその他ノルウェー政府関連当局が個別に承認した資本の種類)、補完的項目(満期前最終5年間の各年に対し20%を控除した劣後債務)、および一般準備金から成る。四半期財務書類の作成後、税引前利益の50%を基本的項目に加えることができる。最低自己資本比率要件は9%である<sup>(1)</sup>。最低自己資本比率要件は金融グループ内の個々の金融機関および連結ベースで金融グループに適用される。

公社の資本合計は、2013年度末現在、8,216百万クローネである。リスク調整済自己資本比率は14.91%となった。ノルウェーの規則に基づき、公社から地方自治体への貸付は、リスク・ウェイトを20%としている。

金融機関法は金融機関が単一の顧客に付与でき得る貸付金の総額について、いくつかの制限を課している。金融機関法は1997年4月23日に改正され、1997年5月1日付で新規則が発効している。新規則は欧州連合指令92/121/ECおよび93/6/ECに準拠している。

NKBの場合とは異なり、公社はノルウェー国外における債券の発行を禁止されておらず、また国会がNKBに課していた年間貸付・借入限度額の規制も受けない。

(1) 最低自己資本比率要件は、2014年7月1日より9%から10%へ、また2015年7月1日より11%へと引き上げられる。

## 日本との関係

特記すべき事項はない。

## (2) 資本構成

以下の表は2013年12月31日現在の会社の非連結ベースの資本構成であり、会社の監査済計算書類から引用したものである。この表は、本「発行者の概況の要約」の「(5) 経理の状況」に記載の2013年度財務書類と併せて読まれるべきである。

(単位：百万クローネ)

債務：	
長期債務	332,795
劣後債務	1,687
その他	19,220
<hr/>	
債務合計	353,702
資本：	
株式資本	2,145 <sup>(1)</sup>
剰余金	6,071
<hr/>	
資本合計	8,216
<hr/>	
資本構成 <sup>(2)</sup>	361,918

(1) 会社の株式資本は2,145百万クローネであり、各額面金額1,000クローネの払込済普通株式2,144,625株により構成されている。2013年12月31日現在、ノルウェー政府が2,144,625株(100%)を保有している。

(2) 資本および負債の合計。なお、自己資本比率の計算のための総資本は、補完的項目に該当する劣後債務の一部のみを考慮して計算されるため、合計で9,299百万クローネとなる。

## (3) 組織

会社の運営と監督は、定款で定められている。定款は、会社設立時にノルウェー国王により承認され、定款の変更には国王の承認が必要とされている。

金融機関法では、金融機関は最低4名から成る取締役会および最低12名から成る監督委員会を設置しなければならないとされている。会社の定款はこれに従ったものであり、会社は以下のような機関を設置している。

### 取締役会および業務執行

会社の取締役会は、5名以上9名以下の取締役により構成されている。取締役のうち2名は、従業員の代表者として会社の従業員の中から従業員により選任され、その他の取締役は定時株主総会で選任される。現在は、取締役(従業員代表を除く。)は、定時株主総会によって選任されている。また、定時株主総会で取締役会の会長、副会長が選任される。

取締役の任期は2年である。

取締役会は会社の業務運営に関し責任を負っている。取締役会の定足数は取締役の過半数であり、決議事項は出席取締役の過半数の賛成で可決される。

経営責任者は取締役会により選任され、経営責任者は、会社を代表して、取締役会が決定し監督委員会が承認した決定事項に従って会社の日常的な業務運営を遂行する責任を負っている。



## 株主総会

定時株主総会は毎年6月末までに開催され、取締役、監督委員および監査委員の選任、監査済財務書類の承認、上記取締役会、監督委員会および監査委員会のメンバーの報酬の決定を行う。2013年12月31日現在、株主はノルウェー政府(100%)である。

## 監督委員会

会社の監督委員会は12名の監督委員および5名の監督委員代理により構成される。監督委員のうち1名は従業員の中から従業員により選任されるが、その他の委員は定時株主総会で選任される。監督委員の任期は2年である。

監督委員会は、少なくとも年1回は開催される。監督委員会の定足数は監督委員またはその代理の3分の2以上の出席であり、出席者の過半数の賛成で可決される。

監督委員会の役割は、会社の事業が法律、規則、定款、ならびに会社の定時株主総会および監督委員会の決議に従い遂行されるよう、会社を監督することである。とりわけ、監督委員会は、経営責任者および会社の会計監査人として行為する公認会計士の指名について責任を負っている。また監督委員会は、独立会計監査人により作成された財務書類を精査しなければならない。

定款に従い、監督委員は定時株主総会で選任される。

監督委員会の委員の資格要件は特に定款等で定められていない。しかし、従業員代表を除き、現職のノルウェー自治改革省および地方自治体の上級職員またはそれらの経験者から選任されている。

## 監査委員会

監査委員会は3名の監査委員および1名の監査委員代理から構成され、定時株主総会で選任される。監査委員の任期は2年である。監査委員会は、会社の業務が定款および法律に従い行われるように会社(すなわち取締役会の行為)を監督する。また監査委員会は、独立した会計監査人により作成された財務書類を精査しなければならない。

監査委員会は、実効的な監督が行えるよう必要に応じて開催される。監査委員会は、金融監督庁により承認されるような記録を作成しなければならない。監督委員会、定時株主総会および金融監督庁に対しその活動内容の報告書を毎年提出する。

## 従業員

2013年12月31日現在、会社の正規従業員は56名であった。

## 組織機構

会社の内部組織機構は、有限責任法人への転換のため1999年初めに変更された。会社の組織は現在5部門により構成されている。すなわち、オペレーション・マーケット部門、リスク管理部門、広報部門、会計・財務報告部門、ガバナンス・サポート・コンプライアンス部門である。

会社の事務所は、オスロ市0110、ホーコン7世通り5b(Haakon VIIIs Gate 5b, 0110 Oslo)にあり、これが会社の登記上の本社である。

#### (4) 業務の概況

##### 概要

公社の事業目的は、ノルウェーの地方自治体、県、地方自治体関連企業および地方自治体業務を遂行するその他の企業に対し融資を行うことである。なお、かかる融資については地方政府保証またはノルウェー国政府保証が付される。

公社は、国内および国際的な資本市場から直接資金を調達しているが、低資金調達コストおよび高い経営効率のおかげで、地方自治体部門への低利融資は競争力のあるものとなっている。公社の保有資産は優良資産であり、ノルウェーの地方自治体への88年間の貸付の歴史においてこれまで貸倒損失を蒙ったことがない。また、公社はあらゆるリスクを考慮した厳しいリスク管理を行っている。

##### 2013年度 年次報告

ノルウェー地方金融公社の構想は、地方自治体の長期的なパートナーになり、地域福祉への融資を行うことである。公社は、明確な任務を担う国有の機関として、資金調達先への良好なアクセスを有している。低い借入費用と営業費用を兼ね備えていることは、公社が効率的な公共手段としての役割を維持することを可能にしている。2013年中、公社は670件の貸付を行い、その総額は43.7十億クローネとなった。

2013年において、公社の貸付残高は9.9%増加した。人口増加および行政改革により、地方自治体における多額の投資需要が引続き生じている。公社は、学校、幼稚園および地方自治体の気候・エネルギー行動計画に関連する事業を含む、幅広い種類の地域福祉への投資に対して融資している。公社は、2010年の行政改革導入後の道路事業にとって重要な資金調達源である。

当期利益は、2012年の1,876百万クローネに対し、1,083百万クローネであった。税引後株主資本利益率は、2012年の37.1%に対し、14.9%であった。財務業績は、金融市場の安定化に基づく金利利鞘の低下により影響を受けている。

公社は、十分な資本を有しており、現行規制上の自己資本(基本的項目)要件を満たしている。公社は、規制要件の変化を注視しており、新たな要件に適応し続ける所存である。

公社の2013年度末現在の資産合計は361.9十億クローネであった。ノルウェーの県および市町村への貸付は、240.9十億クローネとなった。公社の流動性資産ポートフォリオは、年度末現在102.4十億クローネとなった。

ノルウェー自治改革省により代表される中央政府は、公社の単独株主である。公社の登記上の本社所在地はオスロである。

##### 年次会計報告

取締役会は、ノルウェー会計法第3条3a項に基づき、継続企業として存続する公社の能力は引続き変わらないこと、および(2013年度の)財務書類は、継続企業の公準に基づき作成されていることを確認している。2013年12月31日現在の財務書類は、年度末現在の公社の財務状態を適切に記載していると取締役会は考えている。年次会計報告は、EUが採用した国際財務報告基準(IFRS)に従って作成された。

2013年の当期利益は1,083百万クローネであり、2012年と比較して793百万クローネ減少した。貸付および流動性管理における純利息収益は、2012年の2,032百万クローネに対して、2013年は1,634百万クローネであった。ヘッジ商品に係る市場の正常化は、ノルウェー・クローネによる資金調達コストの増加をもたらした。流動性資産ポートフォリオにおいて保有される証券からの金利利鞘もまた、債券市場におけるスプレッドの低下により減少した。

(発行債券買戻しおよび流動性資産ポートフォリオにおける債券売却による)純トレーディング収益は、2013年に合計58百万クローネとなり、2012年の29百万クローネから増加した。

本業績は、金融商品の市場価額の変動により軽度の影響を受けた。金融商品に係る未実現純損失は、2013年において68百万クローネとなった。2012年の金融商品に係る未実現純利益は671百万クローネであった。

営業費用合計は、2012年の107百万クローネからわずかに減少し、2013年に106百万クローネとなった。営業費用合計は、資産合計の0.03%を占めている。

2013年度末現在の資産合計は、2012年度末現在では349.0十億クローネであったのに対して、361.9十億クローネであった。

2013年12月31日現在、会社の(自己資本比率計算のための)総資本は9.3十億クローネであり、そのうち7.7十億クローネが自己資本(基本的項目)であった。会社の自己資本(基本的項目)は、株式資本および剰余金で構成されている。自己資本比率(基本的項目)は、2013年度末において12.39%であり、自己資本比率(合計)は14.91%であった。

## 主要財務数値

(単位：百万クローネ)

	2013年	2012年
<b>業績</b>		
純利息収益	1,634	2,032
コア利益 <sup>1</sup>	1,131	1,393
税引前利益	1,496	2,604
当期利益	1,083	1,876
税引後株主資本利益率 <sup>2</sup>	14.94%	37.10%
税引後株主資本利益率(コア利益) <sup>2</sup>	15.61%	27.55%
税引後総資産利益率 <sup>2</sup>	0.30%	0.51%
税引後総資産利益率(コア利益) <sup>2</sup>	0.31%	0.38%
<b>貸付金</b>		
新規貸付金	43,717	30,677
貸付残高 <sup>3</sup>	240,863	219,255
<b>流動性資産ポートフォリオ<sup>3</sup></b>	102,358	98,938
<b>借入金</b>		
新規長期借入金	162,539	98,192
発行債券買戻し	4,910	2,344
償還	148,390	85,848
借入金合計 <sup>3</sup>	326,470	312,867
<b>資産合計</b>	361,918	348,953
<b>資本</b>		
資本	8,216	7,395
自己資本比率(基本的項目)	12.39%	12.27%
自己資本比率(合計)	14.91%	14.97%

<sup>1</sup> 金融商品に係る未実現利益/損失の控除により調整した税引後の当期利益。

<sup>2</sup> 平均株主資本・平均総資産に対する割合として示される株主資本利益率・総資産利益率の年率。

<sup>3</sup> 元本金額。

※従業員給付(IAS第19号)に係るIFRSの改訂が2013年1月1日から施行されたことに伴い、2013年度年次報告書においては、2012年度の数値を組替再表示しているため、本表における2012年度の数値は、2012年度有価証券報告書に記載された2012年度の数値とは一部異なっている。

### 貸付業務

公社は、2013年に670件の新規貸付および債務借換えを行い、その総額は43.7十億クローネとなった。貸付ポートフォリオは、年度末までに240.9十億クローネとなり、年間増加率は9.9%であった。公社の市場シェアは、引続き約49%であった。

2013年度末現在、自治体所有企業に加えて、すべての県、428市町村のうち98%、およびロングイヤーピーエンの地方自治体が公社の融資を受けている。有限責任企業への貸付は、無条件の支払保証を主とした県または市町村の保証が必要となる。

人口増加および年齢分布の変化は、地方自治体における多額で継続的な投資需要をもたらした。新規貸付の大部分は、学校、幼稚園、老人ホームならびに給水および公衆衛生事業に対して実施された。2013年度末現在、公社は、有料道路企業に対する34十億クローネの貸付を行い、2010年に行政改革が施行されて以来70%増加した。

地方自治体部門については、とりわけ国内債券市場との熾烈な競争が特徴的である。公社は、すべての地方自治体に対して同じ金利を適用することで、融資への平等なアクセスを競争力のある条件で提供している。

公社は引続き、当該部門に係る最新の議題に関する顧客との会議やセミナー等の活動を通じて、顧客との関係に重点を置いた。公社は、自身のウェブサイトを通じたリアルタイムの金融情報および地方自治体の貸付ポータルフォリオへのアクセス、ならびに債務者側である地方自治体の手助けとなることを目標とした貸付管理ツールを提供している。

2013年において、公社の貸付金に損失は生じなかった。顧客間の支払不履行や支払問題がないことは、2014年においても損失が生じる見込みがないことの裏付けとなる。

公共調達法令に従って、地方自治体は銀行契約につき入札を実施しなければならない。公社は中立的な立場で支払サービスの入札を行う際に地方自治体への支援を提供しており、2013年においてはかかる交渉を11件行った。

#### **グリーン資金調達およびグリーン融資**

公社は、環境維持に熱心に取り組んでいる。かかる取組みを実施するため、公社は、地方の気候配慮型投資を対象とした金利商品を提供している。公社のグリーン変動金利は、通常の金利よりも0.1%低く、地方自治体の気候・エネルギー行動計画に根ざした事業に提供されている。2013年度末現在、8.6十億クローネの貸付がグリーン変動金利で行われている。

気候への恩恵があり、持続可能で信頼できる投資および事業に対する世界的需要が高まっている。公社は、2013年に初めての公募のグリーンボンドを起債した。500百万米ドルの起債で、募集額を大幅に上回る申込みがあった。ノルウェー政府は、公社のグリーンボンドの枠組を独立して評価するため、CICEROという研究センターを設立した。公社は、地方自治体の気候・エネルギー関連計画に融資するため、グリーンボンドの常連発行体になることを目指している。

#### **資金調達**

公社は、AAA/Aaaの格付かつ安定的見通しを維持しており、公社の債券は魅力的な投資先であるとみなされている。かかる高い信用力は、顧客の信用力、国有であること、ノルウェーの堅調な財政状態およびノルウェーの地方自治体に対して低コストでの資金調達を提供するという公社の公共政策に関連している。

公社は、以下の4つの分野に基づいた資金調達戦略を確立させている。それは、ベンチマーク債による資金調達、小規模市場における機関投資家向け公募債発行、機関投資家向け私募債発行および個人投資家向け債券発行である。多様な資金調達市場に焦点を合わせることで、公社は、幅広い投資家層を通じて、好条件の下で資金調達市場への安定したアクセスを確立させている。2013年における公社の新規長期借入金は162.5十億クローネとなり、2012年と比較して60十億クローネ超増加した。日本の投資家は、引続き公社の主要な資金調達源である。もっとも、公社は、米国、欧州および南米等の市場における成長とともに、投資家層がさらなる多様化の傾向にあることも確認している。

2013年には14の通貨での債券発行が行われた。年間を通じてベンチマーク債を合計5十億米ドル販売した。

借入金合計は、2012年の312.9十億クローネから、2013年は326.5十億クローネへと増加した。

### 流動性資産

会社の財政方針に基づき、流動性資産の水準は、12ヶ月分の純資金需要額(貸付金の増加分を含む。)に相当しなければならない。これは、いかなる状況においても、会社は、新規の借入れを受けることなく、今後12ヶ月の負債を返済できることを意味する。

流動性資産ポートフォリオの管理により、会社は自身の義務を履行するのに十分な流動性を常に確保している。余剰流動性資産は、信用リスクおよび市場リスク双方に関して、低リスクの投資戦略により管理されている。流動性資産ポートフォリオは、高格付の政府、国、地方政府、多国間開発銀行および金融機関によって発行された流動性のある固定利付証券へ投資されている。金利リスクや為替リスクは負っていない。

### リスク管理および内部統制

リスク管理により、会社の資本の責任ある管理およびAAA/Aaaの格付の維持を確保することができる。会社は、金融監督庁が定めるリスク管理および内部統制に係る規制を遵守している。取締役会は、年に1度、財務ガイドライン、リスク制限および貸付に関するガイドラインを決定し、金融商品の購入を承認する。取締役会は、年に1度、内部統制に係る財務ガイドラインを決定し、経営陣による内部統制の評価を検討する。内部ワークフローのさらなる効率化のため、会社は、2015年に新たなITシステムを実施する予定である。

会計監査委員会は、取締役会がリスク管理および内部統制の監視をする際の下部組織である。取締役会は、年次会計計画を決定する。内部監査人は、取締役会による会社の監視において、独立した監督機関として機能する。取締役会は、会社の活動報告の一環として、四半期毎に、経営陣からのリスク評価および事故報告書について議論する。

信用リスクは、会社の単独かつ最大のリスクを表している。会社の信用エクスポージャーの管理、監督および評価は特に重要であり、継続的に行われている。

貸付ポートフォリオにおける信用リスクは、貸付先による債務不履行の可能性がないため、支払遅延に限定される。地方自治体法の規定では、地方当局および地方自治体が財政破綻を申請することは許可されていない。また、地方自治体法は、支払遅延となった場合、遵守すべき手続規定を有している。地方自治体が支払義務を遂行しなかった場合、政府がノルウェー自治改革省を通じてかかる地方自治体の管理を引き受ける。これにより、貸付機関にはいかなる累積債務および未収利息の損失に対しても保護が与えられる。

金融契約締結に係る厳格な方針により、会社の流動性管理およびヘッジ運用から生じる信用リスクは低い。取締役会により承認された流動性管理の枠組みには、格付機関であるムーディーズおよびスタンダード&プアーズよりA2/A以上の格付を取得していることのほか、満期、証券の種類、カウンターパーティーの種類ならびにカウンターパーティーの本国に関する要件が含まれている。

デリバティブ取引は、ISDA(国際スワップデリバティブ協会)標準契約およびデリバティブカウンターパーティーとの担保金を含む担保契約の締結に基づいている。

信用リスク管理に関する手続および処理は確立されている。すべてのカウンターパーティーが定期的に審査され、取締役会は会社のカウンターパーティーリスクについて報告を受ける。広範な市場情報の更新は、四半期毎に行われる。

市場リスクは、主に金利リスクと為替リスクで構成される。会社の財政方針上、金利変動および為替変動に対する最小限のエクスポージャーは許容される。いかなる時点においても会社の資産と負債のマッチングが取れるよう確保することにより、金利リスクおよび為替リスクが管理されている。

流動性リスクは、流動性資産ポートフォリオが常に12ヶ月分の純資金需要額に相当するという事実によって最小限に抑えられている。さらに、かかるポートフォリオは信用力が高くかつ短期の流動性のある証券に投資されている。

オペレーショナルリスクは、公社の活動全般において存在する。公社は、良好な内部統制、倫理的行動および優れた従業員を確保するための継続的な努力を通じて、オペレーショナルリスクを最小限に抑えている。取締役会は、定期的に公社のオペレーショナルリスクに関する報告を受けている。

#### コーポレートガバナンス

公社は、公社の組織および株主の構成に関連する分野において、ノルウェーのコーポレートガバナンスの提言に従っている。かかる提言の趣旨は、適用される法令に明記されたものに加えて、企業が株主、取締役会および経営陣間の役割配分を明確にするコーポレートガバナンスを実践することを確実にすることである。かかる提言は、企業に対する信頼をより強固なものにし、株主、顧客、従業員およびその他利害関係者の利益のために、常に最大限の富の創出に貢献することを目的としている。

公社の運営組織は、会社法の規定および公社定款に従って組織されている。定時株主総会は、取締役会、監督委員会および監査委員会を任命する。監督委員会は、法令、規制、覚書および公社定款を遵守しつつ、公社事業が行われていることを確認する監督を行い、国家公認会計士を会計監査人に任命し、さらに監査委員会への指示を採択する。監査委員会は、取締役会による取引を含む公社の事業を監督する。取締役会は、公社の経営、最高経営責任者(CEO)の任命、融資の許可および権限の委任、新規貸付執行の判断および権限の付与ならびに内部監査人の任命に責任を持つものとする。取締役会は、取締役によって取締役の中から選ばれた者で構成される2つの小委員会(会計監査委員会および報酬委員会)を設立した。CEOは、取締役会が決定し監督委員会が承認した指示に従い、公社の恒常的な経營業務を行う。内部統制は、リスク管理部部長およびガバナンス・サポート・コンプライアンス部部長によって実施され、その両方がCEOに報告を行う。

公社の内部統制は、リスク分析およびリスクモニタリングが実施され、承認された方針およびガイドラインに沿って事業が行われることを確保する。内部統制は、公社の経営および企画プロセスの重要な部分となっている。現状およびリスクは、部門レベルで監督され、CEOと取締役会に報告される。財務報告の内部統制は、月次報告、四半期報告および年次報告における信頼性のある会計情報を確保している。内部統制制度およびリスク分析は、公社の会計監査人、会計監査委員会および取締役会によって継続的に評価されている。

#### コーポレートコミュニケーション

取締役会の目的は、公社の枠組の状況に対する利害関係者の理解を高めることにある。

公社は、地方自治体部門内において多くの組織と密接に連携している。当該部門への主要な貸付機関として、公社は、地方自治体の重要な財政問題が議題となるフォーラムに参加している。公社は、主に地方自治体の事務総長およびそのスタッフを対象とした様々な会議やセミナーを開催している。

公社は、2013年中に自身の活動に関する新たな構想および新しい価値を展開した。

2014年には新しいビジュアルデザインの使用が開始される予定である。

#### 倫理的責任および企業の社会的責任

公社の社会的責任における役割は、公的保有に関する報告書第13号(2010年から2011年)において以下のとおり記載されている。

「実現し得る最高の貸付条件で、地方自治体向けに信用を確実に供給する公社の公共部門政策は、公社の社会的責任の中核を成す。」

地方自治体向け貸付において50%近い市場シェアを占める公社は重要な市場参加者である。公社は長期にわたる金融パートナーとして、県、市町村および地方自治体関連企業がそれぞれの社会福祉の目標を達成できるよう融資を行う。長期的なパートナーになるということは、公社が責任を持って行動し、持続可能な社会発展に貢献することを意味する。

公社は、貸付が、融資契約に関する内部および外部の現行規制上の要件のみならず、地方自治体の議会の決定にも従ったものになるよう、各融資申込みを個別に検討している。地方自治体は、投資が確実に現行の法令に基づき実施されるようにするため、包括的な規制によって管理されている。

公社は、借入れ、ヘッジ取引および流動性管理に関し、金融市場においてカウンターパーティーと協力している。公社におけるカウンターパーティーの承認手続には、OECD加盟国の関連監督官庁からのライセンスの取得、およびカウンターパーティーの株主形態の透明性が十分であることも含まれる。余剰流動性資産の投資に利用されるカウンターパーティーは、政府機関、地方政府、多国間開発銀行もしくは上記のいずれかによって保証された機関、または公社のガイドラインを満たす金融機関である。

#### *企業の社会的責任—優先される分野*

取締役会は、ノルウェー会計法第3条3c項に定義される企業の社会的責任の遂行に関する共通規則を定めていない。取締役会は、行動指針を含む公社の事業活動に関するガイドラインの規定を承認した。

公社自身の組織および外部の利害関係者からの反応を基に、公社における企業の社会的責任の報告が行われ、以下の分野が優先されている。

- ・倫理規定
- ・腐敗防止およびマネーロンダリング防止
- ・気候変動および環境保護

*倫理規定*：行動規範は、従業員の倫理的問題に対する姿勢を進展させる。行動規範および腐敗防止に関する従業員の意識を高めるために、様々な活動が実施される予定である。

*腐敗防止およびマネーロンダリング防止*：取締役会が、公社の事業活動に関する腐敗防止およびマネーロンダリング防止策を設定するガイドラインを承認する。

*気候変動および環境保護*：取締役会は、地方自治体において気候配慮型プロジェクトを促進することで、公社が貢献できると考えている。2010年以来、公社は地方の気候配慮型投資を対象とした金利商品を提供してきた。ノルウェーの気候プロジェクトに資金を提供するため、公社は国際金融市場においてグリーンボンドを発行し、持続可能かつ責任ある資本市場の発展に寄与している。

## **組織**

### *人的資源*

公社は、ノルウェー地方当局に対する信用貸付の最大の提供者である。金融機関として、公社は数多くの規制要件によって管理されている。採用活動および能力開発により、組織に必要な人材へのアクセスを継続的に確保する。2013年に、効率性を高めるため組織構造が変更された。組織再編後のCEO率いる経営陣はすべての部門長から構成されている。2012年度末までに54名の人員が公社に雇用されたのに対して、2013年度末までに56名の人員が雇用された。

### *多様性および男女平等*

公社においては、男女平等および多様性は重要な価値観である。給与、昇進、個人的および専門的能力開発に関して、男女に同等の機会を与えるのが公社の方針である。公社の採用ガイドラインにおいては、性別、年齢、民族または障害に関わらず、最も適した候補者が雇用されると述べられている。5名の従業員はノルウェー以外の出身である。介護や育児の責任を緩和するため、フレックスタイム制が提供されている。

性別分布は均等である。女性の平均年齢は45歳、男性は38歳である。10名の従業員は30歳未満であった。経営陣全体のうち、40%が女性、60%が男性である。取締役会における女性の割合は44.4%であり、取締役会会長は女性である。



### 健康、安全性および環境

会社の目標は、すべての従業員に対し良好な職場環境を確保することである。職場環境委員会が職場環境を監視している。会社の多様な活動グループと密接に連携しながら、定期的な健康促進および社会活動が提供されている。職場環境委員会は会社の職場環境を肯定的に評価している。従業員調査は2014年に実施される予定である。

通勤または出張に関連して、勤務時間中の事故または深刻な怪我の届出はなされていない。会社はノルウェー労働監督局に対し、事故または怪我の報告をしていない。人事部および従業員は、オンラインでの人事管理および健康・安全性・環境(HSE)マニュアルの立上げに共同で取り組んできた。

病欠による欠勤率は、2012年が2.08%であったのに対し、2013年は4.3%であった。かかる増加は、会社の職場環境とは関連がない長期の休職によるものである。会社は継続的にHSE、病欠の防止および経過観察に取り組むとともに、従業員が可及的速やかに職場復帰できるよう尽力している。

### 当期利益処分

取締役会は、2013年の当期利益につき、株主に普通配当として357百万クローネを支払い、716百万クローネを剰余金に移行することを提案している。

(5) 経理の状況

2013年度財務書類

※従業員給付(IAS第19号)に係るIFRSの改訂が2013年1月1日から施行されたことに伴い、2013年度年次報告書においては、2012年度の数値を組替再表示しているため、2013年度財務書類における2012年度の数値は、2012年度財務書類に記載された2012年度の数値とは一部異なっている。

損益計算書

(単位：百万クローネ)	2013年12月31日 に終了した1年	2012年12月31日 に終了した1年
利息収益	5,776	6,871
利息費用	4,142	4,839
<b>純利息収益</b>	<b>1,634</b>	<b>2,032</b>
サービス料および手数料	22	21
金融商品に係る未実現純利益／(損失)	(68)	671
純トレーディング収益	58	29
<b>その他営業収益合計</b>	<b>(32)</b>	<b>679</b>
給与および一般管理費	82	84
固定資産の減価償却	4	4
その他の費用	20	19
<b>営業費用合計</b>	<b>106</b>	<b>107</b>
<b>税引前利益</b>	<b>1,496</b>	<b>2,604</b>
利益に係る税金	414	728
<b>当期利益</b>	<b>1,083</b>	<b>1,876</b>

包括利益計算書

(単位：百万クローネ)	2013年12月31日 に終了した1年	2012年12月31日 に終了した1年
当期利益	1,083	1,876
<b>その他の包括利益</b>		
損益計算書において再分類されることのない項目		
確定給付制度に係る保険数理による利益／(損失)	(13)	18
このうち税金	(3)	5
<b>その他の包括利益合計</b>	<b>(10)</b>	<b>13</b>
<b>当期包括利益合計</b>	<b>1,073</b>	<b>1,889</b>

貸借対照表

(単位：百万クローネ)	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
<b>資産</b>		
金融機関向債権	5,257	5,940
分割返済付貸付金	243,114	221,996
ノート、債券およびその他利付証券	101,696	102,223
金融デリバティブ	11,806	18,780
その他の資産	44	15
<b>資産合計</b>	<b>361,918</b>	<b>348,953</b>
<b>負債および資本</b>		
金融機関からの負債	3,656	6,041
コマーシャル・ペーパー	0	363
債券発行	329,139	317,108
金融デリバティブ	18,559	15,568
その他の負債	36	33
当期税金負債	440	576
繰延税金負債	139	168
年金債務	48	32
劣後債務	1,687	1,670
<b>負債合計</b>	<b>353,702</b>	<b>341,558</b>
株式資本	2,145	2,145
剰余金	6,071	5,251
<b>資本合計</b>	<b>8,216</b>	<b>7,395</b>
<b>負債および資本合計</b>	<b>361,918</b>	<b>348,953</b>

資本変動表

2013年			
(単位：百万クローネ)	株式資本	剰余金	資本合計
資本(2013年1月1日現在)	2,145	5,251	7,395
当期利益	0	1,083	1,083
その他の包括利益合計	0	(10)	(10)
株式の発行額	0	0	0
配当金支払額	0	(253)	(253)
<b>資本(2013年12月31日現在)</b>	<b>2,145</b>	<b>6,071</b>	<b>8,216</b>

  

2012年			
(単位：百万クローネ)	株式資本	剰余金	資本合計
資本(2012年1月1日現在)	1,221	3,362	4,583
当期利益	0	1,876	1,876
その他の包括利益合計	0	13	13
株式の発行額	924	0	924
配当金支払額	0	0	0
<b>資本(2012年12月31日現在)</b>	<b>2,145</b>	<b>5,251</b>	<b>7,395</b>

キャッシュ・フロー表

(単位：百万クローネ)	2013年12月31日 に終了した1年	2012年12月31日 に終了した1年
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
受取利息	5,844	7,158
支払利息	(4,036)	(5,051)
サービス料および手数料支払額	(23)	(21)
発行債券買戻しによる収入	58	29
従業員およびサプライヤーに対する現金支払額	(102)	(103)
利益に係る税金支払額	(576)	(442)
顧客向貸付金の支払(純額)	(21,641)	(11,666)
金融機関向債権(増加)／減少額(純額)	(1,840)	(8,928)
ノート、債券およびその他利付証券(増加)／減少額(純額)	6,530	8,974
その他資産(増加)／減少額(純額)	(1)	0
その他の負債増加／(減少)額(純額)	6	(17)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー(純額)</b>	<b>(15,781)</b>	<b>(10,067)</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
固定資産の(購入)／売却(純額)	(33)	(4)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー(純額)</b>	<b>(33)</b>	<b>(4)</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
コマーシャル・ペーパー発行による収入	0	362
コマーシャル・ペーパーの返済	(359)	0
債券発行による収入	162,514	98,195
債券の返済	(153,387)	(87,783)
その他借入金の返済	0	(478)
劣後債の返済	(7)	(944)
配当金支払額	(253)	0
払込株式資本金	0	924
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー(純額)</b>	<b>8,508</b>	<b>10,277</b>
<b>現金および現金同等物の変動額(純額)</b>	<b>(7,306)</b>	<b>206</b>
外国為替差額による影響	7,342	(362)
1月1日現在の現金および現金同等物	(6)	150
現金および現金同等物の変動額(純額)	35	(156)
<b>12月31日現在の現金および現金同等物</b>	<b>29</b>	<b>(6)</b>
合意された期間の通知のない金融機関向債権	29	0
合意された期間の通知のない金融機関からの負債	0	(6)